

指 示

平成23年3月12日17時39分

福島県知事 殿
広野町長 殿
楢葉町長 殿
富岡町長 殿
大熊町長 殿

内閣総理大臣

東京電力（株）福島第二原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

東京電力（株）福島第二原子力発電所から半径10キロメートル圏内の住民は、避難すること。

今後、現地対策本部長から新たな指示が出された場合にはその指示に従うこと。

区域内の居住者等に対して、その旨周知されたい。

公 示

平成23年3月12日 17時39分

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	・東京電力(株)福島第二原子力発電所から半径10km圏内の住民
2. 原子力緊急事態の概要	緊急事態該当事象発生日時 平成23年3月12日 5時22分
	発生場所 東京電力(株)福島第二原子力発電所
	放射線等の状況 排気筒モニタの値：異常なし 発電所敷地周辺のモニタリングポストの値：異常なし
	被害状況：
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	その他の特記事項 ・圧力抑止室の温度が100度を超え、原子炉の圧力抑制機能が喪失
	東京電力(株)福島第二原子力発電所から半径10km圏内の住民は、避難すること。 今後、現地対策本部庁から新たな指示が出された場合にはその指示に従うこと。